(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市議会図書室規則(平成24年議会規則第1号)第 2条第1項及び第2項の規定に基づく図書室委員会(以下「委員会」といい ます。)及び委員会の委員について必要な事項を定めるものとします。

(委員会の委員等)

- 第2条 委員会の委員は、防府市議会議会改革推進協議会(以下「協議会」といいます。)の委員を充てるものとします。
- 2 委員会の委員長及び副委員長は、協議会の会長及び副会長とし、委員会の 委員の任期は、協議会の委員の任期とします。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表します。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理します。
- 5 委員会は、必要に応じ、委員長が招集します。 (所掌事項)
- 第3条 委員会の所掌事項は、防府市議会図書室規則に定めるもののほか、次のとおりとします。
 - (1) 図書の処理に関する事項
 - (2) 各種資料の収集等に関する事項
 - (3) その他議会図書室の運営に関する事項 (その他)
- 第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定めることができます。

附則

この要綱は、平成25年1月21日から施行します。